

議案第 77 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に多摩六都科学館組合が加入すること、阿伎留病院組合の名称変更及び用語の整理に伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議決を求める。

平成 25 年 12 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

（提案理由）

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に新たに加入させ、及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議したいので、本案を提出する。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 43 年 2 月 29 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

本則中「組織団体」を「構成団体」に改める。

別表第1中「組織団体」を「構成団体」に、「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に、「稲城・府中墓苑組合」を「稲城・府中墓苑組合 多摩六都科学館組合」に改める。

別表第2第1区の項中「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改め、同表第2区の項中「稲城・府中墓苑組合」を「稲城・府中墓苑組合 多摩六都科学館組合」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める部分に限る。）及び別表第2第1区の項の改正規定は、平成25年8月1日から適用する。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(構成団体)</p> <p>第2条 組合は、別表第1に掲げる地方公共団体(以下「<u>構成団体</u>」という。)をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づく<u>構成団体</u>の議員の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する事務を共同処理する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(議員の定数及び選挙の方法)</p> <p>第5条 組合の議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の定数は10人とし、別表第2に掲げる選挙区ごとに、選挙区の欄に掲げる<u>構成団体</u>(以下この条において「選挙区団体」という。)の長が選挙区団体の長のうちから、選挙区団体の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちからそれぞれ同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数の各半数を選挙する。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 議員が<u>構成団体</u>の長又は<u>構成団体</u>議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。</p> <p>第7条及び第8条</p> <p>第3章 略</p> <p>(管理者、副管理者及び会計管理者)</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(組織団体)</p> <p>第2条 組合は、別表第1に掲げる地方公共団体(以下「<u>組織団体</u>」という。)をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づく<u>組織団体</u>の議員の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する事務を共同処理する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(議員の定数及び選挙の方法)</p> <p>第5条 組合の議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の定数は10人とし、別表第2に掲げる選挙区ごとに、選挙区の欄に掲げる<u>組織団体</u>(以下この条において「選挙区団体」という。)の長が選挙区団体の長のうちから、選挙区団体の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちからそれぞれ同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数の各半数を選挙する。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 議員が<u>組織団体</u>の長又は<u>組織団体</u>議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。</p> <p>第7条及び第8条</p> <p>第3章 略</p> <p>(管理者、副管理者及び会計管理者)</p> <p>第9条 略</p>

2 管理者は、東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充て、副管理者は、議会において構成団体の議長(議員である者を除く。)のうちから選挙する。

3 管理者及び副管理者の任期は2年とする。ただし、構成団体の議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。

4及び5 略

第10条から第12条 略

第4章 略

(経費の支弁方法)

第13条 略

(1) 構成団体の負担金

(2) (3) 略

(負担金)

第14条 略

(1) 普通負担金 組合の業務に要する経費(次号に掲げるものを除く。)に充てるための構成団体の負担金

(2) 略

2 略

第15条 略

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改定規定(「阿伎留病院組合」を「阿伎留病院企業団」に改める部分に限る。)及び別表第2第1区の項の改正規定は、平成25年8月1日から適用する。

別表第1

構成団体

福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村

2 管理者は、東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充て、副管理者は、議会において組織団体の議長(議員である者を除く。)のうちから選挙する。

3 管理者及び副管理者の任期は2年とする。ただし、組織団体の議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。

4及び5 略

第10条から第12条 略

第4章 略

(経費の支弁方法)

第13条 略

(1) 組織団体の負担金

(2) (3) 略

(負担金)

第14条 略

(1) 普通負担金 組合の業務に要する経費(次号に掲げるものを除く。)に充てるための組織団体の負担金

(2) 略

2 略

第15条 略

別表第1

組織団体

福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村

神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町
 青ヶ島村 小笠原村 阿伎留病院企業団
 瑞穂斎場組合 柳泉園組合 湖南衛生組合
 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 小平
 ・村山・大和衛生組合 青梅、羽村地区工
 業用水道企業団 秋川衛生組合 羽村・瑞
 穂地区学校給食組合 東京都三市収益事業
 組合 西秋川衛生組合 多摩ニュータウン
 環境組合 秋川流域斎場組合 福生病院組
 合 稲城・府中墓苑組合 多摩六都科学館
組合

神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町
 青ヶ島村 小笠原村 阿伎留病院組合 瑞
 穂斎場組合 柳泉園組合 湖南衛生組合
 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 小平・
 村山・大和衛生組合 青梅、羽村地区工業
 用水道企業団 秋川衛生組合 羽村・瑞穂
 地区学校給食組合 東京都三市収益事業組
 合 西秋川衛生組合 多摩ニュータウン環
 境組合 秋川流域斎場組合 福生病院組合
稲城・府中墓苑組合

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

略		略
第1区	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 <u>阿伎留病院企業団</u> 瑞穂斎場組合 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 秋川衛生組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 秋川流域斎場組合 福生病院組合	略
第2区	狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 柳泉園組合 湖南衛生組合 多摩川衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 <u>稲城・府中墓苑組合</u> <u>多摩六都科学館組合</u>	略
略	略	略

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

略		略
第1区	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 <u>阿伎留病院組合</u> 瑞穂斎場組合 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 秋川衛生組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 秋川流域斎場組合 福生病院組	略
第2区	狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 柳泉園組合 湖南衛生組合 多摩川衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 <u>稲城・府中墓苑組合</u>	略
略	略	略